

2017年9月議会 一般質問

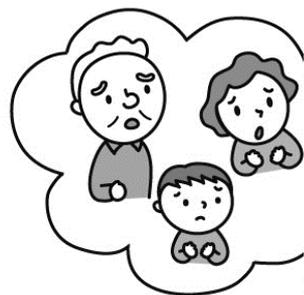
2017年9月定例会市議会の一般質問は、村井あけみ市議が行いました。
第一質問と答弁をご報告します。

村井あけみ市議

9月14日
午前10時～



市民のみなさんの声を
議会に届けます！



1、市長の政治姿勢について -----	2
○核兵器廃絶国際条約について -----	2
○憲法問題について -----	5
2、国民健康保険行政について -----	8
○国保広域化について -----	8
○減免制度について -----	12
○県補助金と福祉医療波及分について -----	15
3、保育行政について -----	17
○保育士の処遇改善について -----	17
4、住宅行政について -----	21
○市営住宅の連帯保証人について -----	21
○管理戸数について -----	25
5、水道事業について -----	27
○水道事業の広域化と民間委託について -----	27
6、教育行政について -----	32
○チャレンジウィークの実施について -----	32
○教室へのエアコン設置について -----	35
○就学援護費の入学準備金について -----	38
○中学生の逮捕問題と生徒指導規程について -----	39

(1) 市長の政治姿勢について

①核兵器を廃絶する国際条約について

村井あけみ市議 本年7月7日、国連会議に核兵器禁止条約が起草され、122か国の賛成多数で採択、50カ国が批准を表明しています。

この条約は、核兵器の開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用及び威嚇としての使用を禁止し、全面的な廃絶を目的としています。

前文において被爆者の苦痛に対する憂慮と共に国際人道法と国際人権法の原則が再確認され、有史以来初めて、核兵器が違法なものであると断罪された画期的な条約です。

しかし、一方、核保有国は国連会議に参加せず、世界で唯一、核兵器の犠牲となった日本政府も不参加、批准もしないと明言しています。

被爆者の悲願に応えない、許されざる態度と言わなければなりません。

今、全国に、日本政府がこの条約を批准することを求める大運動

が広がっています。

その一つが、「ヒバクシャ国際署名」の取り組みです。

8月末現在、全国で831の首長が署名し、広島県内では、湯崎県知事と、松井広島市長はじめ21市町の長が署名しています。

枝広市長も署名をされることを強く要望するものです。

ご所見をお示してください。

また、原水爆禁止世界大会国際会議では、核兵器禁止条約の調印が始まる9月20日から国連核兵器廃絶デーの26日まで、世界各国に条約批准をもとめる「平和の波」行動を行うことが呼びかけられました。

全国各地、地域、職場、学園で多彩な行動を広げようと呼びかけています。

福山市に於いても、平和の波行動に呼応した取り組みを行うことを求めるものです。以上についてのご所見をお示してください。

市長（答弁）

始めに、**核兵器を廃絶する国際条約**についてであります。

本市におきましては、「日本非核宣言 自治体協議会」や「原水爆禁止運動 福山推進連盟」などの活動を通し、核兵器のない平和な社会の実現に向けて取り組んできたところであります。

「核兵器禁止条約」の批准については、国において判断されるものと受け止めております。

村井あけみ市議 憲法問題について伺います。

今年の憲法記念日 5 月 3 日、安倍首相は憲法改正を打ちだし、2020 年の施行を目標にすると発言しました。

その内容は、「憲法 9 条について、1 項、2 項をそのまま残し、その上で 3 項に自衛隊の記述を加える」としています。

憲法 9 条は、1 項で、「武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と戦争放棄を明言し、2 項で「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」としています。

戦後今日まで、日本が他国との戦闘行為に参加せず、戦死者も出さなかったのは、憲法 9 条 1 項 2 項が存在しているからです。

3 項に、「自衛のための戦力保持」を加えれば、2 項の戦力不保持の規定は完全に「空文化」することになります。

さらに、1 項平和主義の担保として、2 項「戦力不保持」があるわけですから、1 項も空文化し、憲法 9 条・平和条項は完全に破壊されます。

自衛隊については、違憲、合憲の論議があるところですが、創設にあたっては、1954 年 6 月 2 日の参議院本会議で、海外出動を行わ

ないことが提案され、全員一致で決議されました。

しかし、その後、自衛隊の任務が強化され、なし崩し的に海外派兵が行われてきました。

日米安保体制強化の下で、2014年7月、安倍内閣は集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、2015年4月、新ガイドラインの日米合意で軍事協力体制を新たな段階にすすめ、2015年9月、戦争法などを矢継ぎ早に強行してきました。

戦争法には、自衛隊の海外での武力行使を可能にする「戦闘地域」での兵站の拡大、戦乱が続いている地域での治安出動、

米軍を守るための武器使用、集団的自衛権の行使など4つの仕組みが盛り込まれており、アメリカとともに、世界中のどこにでも、切れ目なく、自衛隊が参戦する道を開くものとなっています。

しかし、正式に海外で戦闘行為に参加することができないのは、憲法9条が生きているからです。

世界の宝と言われる、憲法9条の改悪、破壊は断じて許せません。

非核平和都市宣言を行っている福山市として、9条改憲を行わな

いよう政府に強く求めていただくことを要望するものです。

ご所見をお示してください。

市長（答弁） 次に**憲法問題**についてであります。

我が国の今日の反映と平和を築くことができたのは、平和の理念を明記した憲法第9条が大きな役割を果たしてきたものと考えております。

国においては、今後とも、平和の精神を尊重し、国民の生命と生活の安全を基底とした議論がなされるよう願うものであります。

村井あけみ市議 次に、**国保行政**についてであります。

まず、**国保県単位化**についてであります。

このたび、国における公費のあり方の検討を踏まえ、追加公費1,700億円の一部の1,200億円を含め、広島県において、保険料の3回目の試算を行ったところでありますが、引き続き、試算内容を精査されているところであり、最終的な結果としては、示されておられません。

厚労省は7月10日、2018年度施行の新国保制度をベースにした保険料試算の方法をまとめ、都道府県に示しました。

各都道府県は、8月末までに、厚労省に試算結果を報告することとしています。

これまでの2回の試算では、多くの自治体で国保料が大幅に上昇する事から、批判の声が各地から殺到し、再々試算を行うこととなったものです。

3回目の試算には、国からの交付金1700億円を含めて行う事としています。

3回目の試算結果について、お示しく下さい。

福山市は6月議会の答弁で、2018年度からの都道府県化による保険料の負担増に対し、2016年度国保会計決算剰余金の6億円余りを基金に積み立て、激変緩和措置に活用するとのことでした。

しかし、激変緩和が終了する6年後は、大幅に国保料が引き上がることが懸念されます。

見直しをお示してください。

また、都道府県化で、一般会計からの法定外繰り入れが認められなくなれば国保料の大幅な引き上げにつながります。

国保加入者の所得に占める保険料負担は、健保組合や協会健保など、他の公的保険の約2倍、所得の2割前後が保険料となる場合があります。

これ以上の負担増は、収納率の低下や加入者のさらなる生活困窮を生み、国保制度そのものを解体させる危険性があります。

法定外繰り入れは、現在の皆保険制度を維持するため、市町村がやむを得ず行っているものであり、本来は「国庫負担増」や「都道府県負担増」を行う事、「法定繰入」とするなど制度として対応すべきものではありませんか。

また、制度化されないならば、各市町が繰り入れを行うことは認められるべきであります。

国に対し、制度化の要望を上げ、福山市は繰り入れを行うことを強く求めるものです。

ご所見をお示しく下さい。

広島県は、6月に国保運営方針案の確定に向け、市町へ意見聴取を行っていますが、福山市としてどのような意見をあげたのか、お示しく下さい。

市長（答弁） 次に、**激変緩和措置期間終了後の保険料の見通しについて**であります。

一人当たり医療費の伸びに加えて、これまで保険料の抑制財源であった法定外繰入金などが、県単位化後は、認められなくなるため、現時点で不確定な要素はあるものの、現行よりも高くなるものと想定されます。

その要因の一つとして、医療提供体制の格差が考えられることから、格差是正のための取組を行うよう、県に対し要望しているところです。

次に、**法定外繰入について**であります。

国民健康保険は、基本的に保険料と公費で運営される事業であり、一般会計からの法定外繰入につきましては、特別会計としての独自性や財政規律、市民負担の公平性の観点からもこれまでも課題と受け止め、段階的な解消を図ってきたところであります。

県単位化後は、激変緩和期間中に解消すべきものとされております。

なお、国保財政に対する国庫負担につきましては、これまでも、国に対して国民健康保険の財政基盤強化のための国庫負担割合の引き上げなどさらなる支援の拡充を行うよう、全国市長会を通じ要望を行っているところであります。

次に、**国保運営方針案に対する本市の意見について**であります。

県西部と比較して医療資源が少なく、かつ、1人あたりの医療費が少ない中で、統一保険料とすることにより保険料負担がいたずらに増加することのないよう、また、備後圏域の医療を担う責任から、医療提供体制の格差是正のため計画的に取り組むよう、県に対して、意見を提出したところであります。

村井あけみ市議 減免制度について伺います。

高い国保税には、所得により、7割、5割、2割が軽減される法定制度があります。

福山市の法定軽減に該当する加入世帯は、59%に上ります。

法定軽減制度は、所得申告が必要であり、所得のない世帯でも申告をしなければ、この制度は適用されません。

福山市は未申告世帯に申告書を送付していますが、その後の申告状況について、お示してください。

また、なおかつ申告をしない世帯の所得状況の把握は行われているのか、国保税の決定はどのように行っているのかお示してください。

福山市独自の減免制度についても申請がないと適用されません。

申請減免制度を知らないため、高い国保税を払えず滞納する事態が起きないように手立てをとるべきと考えます。

ご所見をお示してください。

また、「収入なし」でも国保税は設定されており、全額免除の規定は存在しません。生活保護基準以下の生活状態にある国保加入者については保険税が免除されるべきと考えますが、御所見をお示してください。

市長（答弁） 次に、**減免制度**についてであります。

まず、未申告世帯の状況についてであります。

前年における申告の実績等により申告が必要と思われる世帯に対し、毎年2月に保険税申告書を送付しています。

その後、所得状況の把握に努めてもなお、把握ができない世帯に対しては、さらに、6月及び10月にも保険税申告書を送付しています。

申告状況につきましては、2016年（平成28年）2月に1万253世帯に対し申告書を送付し、結果として2017年（平成29年）5月末時点の未申告世帯数は、1,049世帯となっております。

また、未申告世帯の賦課決定は、均等割と平等割により税額を算出しております。

次に、**減免制度の周知**についてであります。

減免につきましては、申請が必要であり、該当すると思われる方には、事前に申請書を送付し、勧奨を行なっております。

また、広報ふくやま、ホームページ及び国保のしおり等で制度の周知啓発に努めております。

次に、**生活保護基準以下の生活状態にある国保加入者の保険税免**

除についてであります。

国保制度は、医療保険制度として、医療費を賄うための保険税は、被保険者の方の所得にかかわらず一定の負担をいただかなければならない仕組みになっております。

低所得世帯には、税負担を抑制するための法定軽減制度が設けられ、2014年度（平成26年度）からは毎年度、拡充・見直しが行われており、低所得者の負担軽減に努めているところであります。

村井あけみ市議 **県補助金と福祉医療波及分について伺います。**

国は、自治体独自で行っている子どもの医療費助成に対して国庫負担金の減額を行っています。

国庫負担金の減額分については、一般会計から補てんしているとのことです。

国は、2018年度から、自治体の少子化対策の取り組みを支援する観点から、未就学児までを対象とする子どもの医療費助成について減額調整は行わないとの方向です。

しかし、就学児の子ども、ひとり親家庭、重度心身障害者への医療費助成などは、減額調整が継続されます。

国に対し、国庫負担金の減額を行わないよう求めるとともに、県に対し、福祉医療波及分について補助すること、県独自の国保税引き下げの助成制度創設を求めてください。

以上についての、ご所見をお示してください。

市長（答弁） 次に、**県補助金と福祉医療波及分について**であります。

少子化対策の取組を支援する観点から、子どもの対象年齢に関わらず、減額措置を全面的に廃止すること、また、重度心身障害者等

に対する医療助成に係る事業についても、減額措置を全面的に廃止
することを全国市長会を通じて国に強く要望しているところです。

なお、福祉医療波及分や国保税引き下げの補助については、本来、
国が責任をもって、制度を構築すべきものと考えています。

保育行政について

村井あけみ市議 保育士の処遇改善について質問します。

2016年「賃金構造基本統計調査」によると、公私合わせた保育士の平均所得は21万6千円であり、全産業と比較しても約9万円も下回ります。低賃金と過酷な労働条件や責任の重さに耐えかねて辞めてしまう人が後をたたず、2015年、厚労省の社会福祉施設等調査によると、半年以内に離職する新卒保育士は7.6%にも上ります。

政府は、保育士の処遇改善策として、2015年度から民間の保育施設の保育士のキャリアアップ制度を導入しました。そして、本年度からは副主任保育士、専門リーダー、職務分野別リーダーを設け、国が定めた研修を受ける事を条件に、副主任保育士、専門リーダーであれば4万円、職務分野別リーダーには5千円の加算をつけるとしています。

このキャリアアップ制度には様々な問題があります。

第1に、処遇改善の対象者の基準が勤務年数となっているため、退職や採用時による年齢構成の変化により改善総額が上下し、人件費の財源としては極めて不安定です。

第2に、同じ保育所に勤務しながら保育士給与に格差がうまれます。主任保育士等の4万円の加算については、その対象職員数の2分の1に確実に4万円の処遇改善を行った上で、その他の職員に月額5千円以上4万円未満の範囲で分配することが可能です。

同程度のキャリアを持ちながら、満額支給される職員とそうでない職員との格差がうまれます。また、園長や主任を超える給与額になる職員が生まれ、給与における逆転現象が起きます。

第3に、処遇改善の対象は国の配置基準に定める保育士の数を基にしていますが、実際は1.8倍もの保育士を配置しているため、公平に配分するほど一人当たりの処遇改善額は低くなります。

市内のある保育所の園長は「誰を副主任やリーダーにするのか、給与に差がつく辞令を出すのは非常に困難」と話していました。

全国民間保育園経営研究懇話会は「抜本的な処遇改善とは言い難い。そればかりか、職員組織に処遇格差や混乱を持ち込むもの。この仕組みは、現場の実態と大きくかい離していると言わざるを得ない」と批判の声を上げています。

当制度とは別に、国が民間保育施設に勤務する全職員に対して2%(月額約6千円)の処遇改善を実施することは評価できますが、保育現場に処遇格差を持ち込む方法ではなく、すべての職員の処遇が改善される方策に転換するべきです。

全職員を対象にした処遇改善を国に求めること、当制度による給与格差を是正するため市独自の上乗せ対応を求めますが、ご所見をお示し下さい。

また、職員配置数の実態にあった市独自の運営費補助を行う事を求めますが、ご所見をお示し下さい。

保育時間の長さや、保育日数の多さ、準備やまとめの時間、引き継ぎや会議、研修時間を確保するには、大幅な職員の増員が必要です。国に対し、保育士の配置基準の引き上げを要望することを求めます。ご所見をお示し下さい。

市長（答弁） 次に、**保育行政について**であります。

保育士の処遇改善についてであります。

国は、保育の質の向上施策の一貫として、保育士等が研修による技能の習得によりキャリアアップができる仕組みの構築を目指して、

本年度から、処遇改善を実施することとしました。

本市においても予算措置を行い、事務執行を進めているところであり、これにより、技能・経験を有する保育士等は、より職務内容に見合った処遇となり、保育士の処遇改善が大きく前進し、他業種との格差も是正されるものと考えております。

また、職員の資質向上等を目的に、常勤職員の平均勤続年数に応じた人件費加算として職員給与等改善費を、本市独自に上乘せし、給付しているところです。

保育士の処遇改善については、これまでも機会を捉え、広島県市長会等を通じて国に要望しているところです。

また、保育所運営に必要な人員配置に係る経費の給付は、現場実態に見合ったものとなっております。

住宅行政について

村井あけみ市議 市営住宅の連帯保証人について伺います

貧困と高齢化社会が問題となっている中、低廉で安全な公営住宅の役割はますます重要になっています。しかし、市営住宅の抽選に当たっても、連帯保証人の要件が厳しく、入居出来ない問題が発生しています。

福山市市営住宅条例第11条3項には、「特別な事情があると認める者に対しては・・・連帯保証人の連署を必要としないことが出来る」と記載され、連帯保証人がいなくても入居できる規定になっています。

また、「福山市営住宅連帯保証人に関する事務取扱要領」には、

- 60歳以上の単身者
- 1～4級の身体障害者や1～3級の精神障害者
- 生活保護受給者
- 配偶者からのDV保護
- 単身で20歳未満の子を扶養している

など8要件に該当する場合は、2名の連帯保証人を「1名免除することができる」となっています。

しかし、同要領には、連帯保証人は「独自の生計を営み、かつ、所得税の課税所得者」と市独自の条件が記載されています。

そのため、入居する条件に適合しても、保証人が課税所得者でなければ市営住宅に入居することが出来ません。

平成8年10月14日に国交省が発出した「公営住宅管理標準条例（案）について」の住宅局長通知には「公営住宅が住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を図ることを・・・鑑みると、入居者の努力にかかわらず、保証人が見つからない場合には、保証人の免除などの配慮を行うべき」と記載されています。

この通知にそった運用とするためには、ハードルが高すぎる福山市の連帯保証人の「課税所得者」の条件は廃止することを求めます。ご所見をお示し下さい。

市内の生活保護を受給する60歳代の女性は、現在住んでいるアパートの老朽が著しいため、ケースワーカーのアドバイスを受け、市営住宅を申し込みました。何度も抽選から外れ、1年後にやっと入居が可能となりました。ところが、連帯保証人を生活保護受給中の親戚としたため、結局、保証人と認められず、入居を断念しました。

広島市では、もともと市営住宅の連帯保証人は1名でよいとされており、入居希望者が生活保護受給者の場合で、収入のある連帯保証人が見つからない時は、住宅政策課と生活福祉課が文書を取り交わすことで、入居を認めています。

福山市でも住宅課と生活福祉課が連携し、入居出来るような運用に改善することを求めます。ご所見をお示し下さい。

市長（答弁） 次に、**住宅行政**についてであります。

まず、**市営住宅の連帯保証人の課税所得要件の廃止**についてであります。

本市が市営住宅の入居契約時に連帯保証人に所得税の課税所得要件を求めているのは、家賃の債務保証や退去時の整理の必要のためであります。

しかし、入居契約時に所得税の課税所得要件を満たす連帯保証人を立てることが困難な方もおられます。

本年6月に公布された民法の一部改正において、連帯保証人の債務弁済額に上限額が設けられることを踏まえ、所得税の課税所得要件のあり方について検討しているところであります。

次に、**住宅課と生活福祉課の連携および連帯保証人の運用の改善**についてであります。

生活保護受給者から連帯保証人に関する相談があった場合は、住宅課と生活福祉課が連携し、生活の実用を聞きながら連帯保証人を2人から1人に緩和する弾力的な運用も行ってきたところであります。

連帯保証人を置かないことについては、退去時の整理などの課題があると認識しております。

村井あけみ市議 **管理戸数**について伺います。

本市の市営住宅の平均募集倍率は、2015年度8.6倍、2016年度は7.5倍と高く、申し込んでもすぐに入居することが出来ません。「福山市住生活基本計画」には「市営住宅等を長期に活用するため、計画的な修繕を実施します」と記載されています。

市営住宅の退去後、修繕中、あるいは修繕すれば募集を行なえる空家は、現在何軒あるのかお示してください。

また、年間何軒の修繕を行い、それに伴う所要額はいくらであったのか、それぞれ5年間の推移をお示し下さい。

住まいは生活の基本であり、憲法25条が保障する生存権の土台ともいべきものです。安全で健康的な住宅に住む権利を保障するには、市営住宅の管理戸数や修繕予算を抜本的に増やすことが求められます。ご所見をお示し下さい。

市長（答弁） 次に、**管理戸数**についてであります。

修繕すれば募集が可能な市民住宅の空家は、360戸程度ですが、そのうち、立地条件などから入居が見込めるものは、130戸程度と

なっております。

次に、この5年間の修繕個数及び所要額の推移については、各年度の修繕個数は概ね110戸、また、各年度の所要額は概ね7,000万円から9,000万円程度であります。

市営住宅の修繕等につきましては、需要動向を見極めるなかで適切に対応してまいります。

水道事業について

村井あけみ市議 本年3月7日、安倍内閣は水道法改正案を閣議決定し、第193通常国会に水道法改正案を提出しました。

改正案では「地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。」とされています。水道の運営権を民間事業者に委ねるということです。

法改正の理由としては、

- 1、 人口減少に伴う水需要の減少
- 2、 水道施設の老朽化
- 3、 深刻化する人材不足
- 4、 約半数の上水道事業者で、給水原価が供給原価を上回る
- 5、 指定工事事業者が大幅に増え、運営実態の把握や技術指導が
困難

と、5点の課題を挙げ、それらの課題を解決するために、広域化、官民連携の推進、水道の基盤強化を図ることを目標としています。

しかし、水道の基盤を崩してきたのは、国の施策そのものであります。

地方自治体は、国による 2000 年代からの行政改革、2005 年から 5 か年にわたる「集中改革プラン」で職員定数削減を押し付けられました。

度重なる自治体リストラの結果、自治体は疲弊し、深刻な職員不足に陥り、技術や知識、経験の継承も困難な状態に陥ったのです。

また、1960 年代の高度成長期以降、各地で水不足が起きましたが、1962 年には、水資源開発公団が設立され、ダムによる水利権開発が、国家プロジェクトとして推進され、過剰な水需要見通しに基づき、更新費用を見通さず、過大な資本投資を行ってきたのです。

このような、自らが招いた水道事業の窮状に対し、水道政策の失策を顧みず、「広域化と官民連携」しかないかのような政策を、補助金で誘導し、進めようとしているのです。

水道事業の広域化は、遠隔管理と集中制御体制を必要とし、維持管理費や機器の更新費が一層増高します。また、水資源から住民を遠ざけ、細やかな維持管理や緊急時の対応を困難にします。

水道事業は、本来、憲法に保障された基本的人権を守るものであり、原則、市町村が運営を行うこととし、地方公営企業法と相まって、「公共の福祉の増進」を目的とする事業であります。

国や地方自治体が、その使命に基づいて必要な予算措置を行い、直営を堅持することこそが求められるものです。

以上についての見解をお示してください。

水道事業を巡って、安倍政権は「成長戦略」の下、様々な公的サービスを市場開放し、上下水道事業では、公設民営方式による民営化を計画しています。

そこには、水事業に参入しようとする大企業や多国籍企業の思惑も働いているのではないかと懸念されます。

国は、目標達成に向けて、自治体ごとの公設民営方式導入可能調査を公募し、今年度から生活基盤施設耐震化交付金で誘導して、広域化を前提とした台帳整理を行うことを求めています。

福山市の取り組みの具体をお示してください。

広島県知事は、国の方針に沿う方向で、県内市町の水道事業の全県的な統合を行う方針を定めたとのことであります。

今後、知事と県内市町の首長による検討組織を呼びかけるとのことですが、市長は、どう対応しようとしているのか、方向性をお示してください。

福山市は、地方自治体の自立性を発揮し、身近で多様な水源の維持・確保に尽力し、今後の広域化や民間委託を行わないことを強く求めるものです。

以上についてのご所見をお示してください。

市長（答弁） 次に、**水道事業**についてであります。

まず、**官民連携**についてであります。

上下水道は、市民生活や社会経済活動にとって重要なライフラインであり、事業の継続が最大の市民サービスにつながることから、持続可能な経営基盤を確立する必要があります。

このため、福山市行政運営方針に基づき、公営企業として公共性を踏まえ、経済性を見極めるなかで、可能な業務について民間の活力を活用することとしております。

次に、**台帳整備**についてであります。

本市といたしましては、水道施設の適正な維持管理や計画的な更

新投資、災害時等における危機管理体制の強化など、安心・安全な水道水を安定的に供給するため、これまで、水道管路マッピングシステムや固定資産管理システムなどを整備してきたところであり、今後も必要な台帳整備を行なって参ります、

次に、**水道事業の統合**についてであります

今回、県から提案された広域連携の方向性につきましては、引き続き、そのメリット・デメリットなどについて、十分に議論する必要があると考えております。

教育行政について

村井あけみ市議 チャレンジウイークの実施について

今年も、8月21日から、25日までの5日間、市立中学校2年生が、さまざまな職場体験を行うチャレンジウイークが実施されました。

この5日間、福山市南小学校測定局の午後1時の気温は、最高34.7度、最低31.1度、平均33.34度に上ります。

また、5日間、全てに熱中症注意喚起情報が出されています。

今年はとりわけ厳しい暑さが続きました。生徒たちの健康に影響は出なかったのでしょうか。実態をお示してください。

このチャレンジウイークは、出席日として取り扱われており、生徒は参加しなくてはなりません。

学校保健法は、「児童生徒に生理的、心理的に負担をかけないもつとも学習に望ましい条件は、冬期で18～20℃、夏期で25～28℃であると定めています。

これらの基準をはるかに上回る気温の中での労働実習は、成長過

程にある中学校2年生の生徒にとって、過酷と言わざるを得ません。

生徒の健康を維持する管理者として、どのように認識しているのか、お示してください。

さらに、猛暑の続く夏季休暇中は、しっかり休養し、元気に2学期を迎えられるよう、チャレンジウイークを見直すとともに、実施期間の縮小や時期を変更することを求めるものです。

ご所見をお示してください。

教育長（答弁）

教育行政について、お答えいたします。

初めに、**チャレンジウイークの実施について**であります。

まず、暑さが、生徒たちの健康へ及ぼす影響についてです。

学校から報告を受けた状況によると、体調不良で早退した生徒は8人おり、その中で熱中症が疑われる生徒は4人でした。

各学校は、熱中症予防など、健康管理のために、生徒への指導を行うことはもとより、事業所と事前に打ち合わせを行い、水分補給や適度な休憩等についてお願いしています。

体験期間につきましては、文部科学省の「キャリア教育の手引き」に、5日間という長さは、○生徒の心に変容を生む、○新たな発見

や失敗、つまずきなど、これまでにない体験を通して、達成感や満足感を得る、○働くことや学ぶことへの意欲が向上するなど、様々な効果が期待できると示されており、本市においても、連続した 5 日間としています。

実施時期につきましては、事前事後の学習や事業所との連携が必要であること、様々な行事、部活動の大会等、年間の教育活動を見るなかで、夏季休業中が適切であると捉えています。

また、暑い中で、汗を流しながら懸命に働く大人の姿に触れ、共に働かせていただくことは、極めて貴重な体験であると考えています。

今後も、生徒の健康に十分配慮し、各事業所のご支援・ご協力をいただきながら、日々の授業で身に付けた力を実践する場として、職場体験学習を実施してまいります。

村井あけみ市議 教室へのエアコン設置について質問します

文部科学省は、6月9日に公立学校施設の空調設置状況調査の結果を明らかにしました。

これによると、小中学校の普通教室と特別教室の空調設備の全国設置率は41.9%で、前回の調査比では11.8%増加しています。都道府県別では、香川県が92.3%で最も高く、次いで、東京都の84.5%、広島県は35.2%で第19位です。

福山市は、小学校の普通教室は3.8%、中学校は3.9%であり、前年度とほとんど変化はありません。

今年はずっと猛暑が続き、連日「熱中症注意喚起情報」が発令されてきました。市内、小中学校では毎年、学校別温度測定を行っていますが、今年6月・7月の測定結果とその傾向についてお答えください。

中学生の「教室に扇風機があっても暑くて頭がボーっとする」という声を受け、我が党は独自に学校気温調査を行いました。

7月13日午後3時、中学校3階の普通教室は33.7度、2階は33度でした。8月24日午後2時、3階の普通教室は33.4度、2

階は 34 度、音楽室は 33.3 度、美術室は 32.7 度で、どの教室も 30 度を超えていました。その学校に通う生徒は「夏休みでも吹奏楽部なので毎日学校へ通うけれど、音楽室はまるでサウナ。登校日の授業は暑くて集中出来ない」と話しています。

文科省は最も学習に望ましい条件は、「夏期で 25～28℃程度」としてはいますが、その温度をはるかに超えています。市のこれまでの答弁では「暑さ、寒さへの適応能力を育むといった視点もある」と、エアコン設置には否定的ですが、酷暑の中で児童生徒は我慢の限界を超えています。早期のエアコン設置を求めますが、ご所見をお示し下さい。

市長（答弁） 次に、**教室へのエアコン設置について**であります。

まず、今年 6 月・7 月の教室内の温度測定の結果とその傾向についてです。

一学期の教室内の温度測定については、6 月 19 日から 7 月 20 日までの授業日において小学校 15 校、中学校 5 校の普通教室で、午前 10 時と午後 2 時に測定しております。

30℃を超えた日数について、20校の平均では6月は測定日数10日のうち1日、7月は測定日数13日のうち9日となっています。

傾向としましては、7月上旬は午後から、7月中旬以降においては午前から、気温が上昇する傾向がみられました。

各学校では、気象状況や暑さ指数の把握と周知、きめ細やかな健康管理、保健指導を行う事により、児童生徒の健康管理に努めているところです。

エアコンの設置につきましては、児童生徒の体温調節機能や暑さ・寒さへの適応能力を育むといった視点もあり、成長期にある子どもの健全育成の観点も踏まえるなかで、検証する必要があると考えています。

現在、学校施設の耐震化を最優先課題として、取り組んでおり、今後、耐震化の進捗状況や長寿命化、学校再編の取組と併せ、事業手法等も含め検討してまいります。

村井あけみ市議 **就学援護費の入学準備金について**

子どもの貧困が社会問題となる中、就学援護費の果たす役割は重要です。

就学援護の入学支度金は、公立小中学校の新入生に対して、かばんや制服、文房具など、必要な入学支度にかかる費用を援護するものです。

しかし、これまで、この入学支度金は、6月あるいは7月に支給されるため、入学時に間に合いません。

全国各地では、入学の前年度に支給できるよう、改善を行った自治体が増えています。

福山市は、前年度内支給について、どのように改善したのか具体をお示しくください。

市長(答弁) 次に、**就学援助費の入学準備金について**であります。

現在、支払時期を6月末としておりますが、制服や学用品を準備するための費用は、入学する前に必要であるという実感から、現在、他の中核市や県内市町の状況も参考にし、早い段階で実施できるよう、検討を行なっているところであります。

村井あけみ市議 中学生の**警察逮捕問題と生徒指導規程**について

福山市教育委員会は、警察との連携を行っています。

毎年、生徒指導をめぐる問題が起こり、中学生が逮捕されると
いう憂慮すべき事態となっています。

教育委員会の報告によると、2016年度の警察逮捕は11件13人、
本年度直近までの逮捕は、5件6人です。

そのうち、学校内で、教師の指導に反発し、器物損壊や対教師暴力として逮捕されたのは、2016年度、今年度、何件、何人あったのかお示してください。

7月、ある中学校で女子生徒の逮捕が行われました。

当日、4台のパトカーが駆けつけ、女子生徒を連行し、その際、
車の中で手錠がかけられたとのこと。

翌日、当該の生徒の肉親から相談を受け、事情や状況を聴取いたしましたが、逮捕が適切であったのか、極めて疑問の大きい対応でした。

ことの発端は、女子生徒が化粧をしているかいないか、ふき取り
検査を受けることを求められ、それが嫌でトイレに避難したところ、
出て来るよう3人の教師が対応し、教師に引っ張られている手を振

りほどいた時に、手が首にあたり、「危ないからどけて」と言っても、
体を押し付けて来るから、肩を2、3回押したということです。

これが、対教師暴力と現認され、警察に通報、逮捕となったのが
経過の概略です。

文部科学省通知によれば、指導に際しての反発的行動は、逮捕案
件ではなく指導すべき内容であるとしています。

福山市の場合には、過剰な警察対応・逮捕となっていないか、検
証をすることが必要ではないでしょうか。教育委員会の見解を求め
ます。

次に、どのような事態であっても、権利擁護が最優先されなけれ
ばなりません。

警察連携を打ち出し、逮捕もありうるとしている福山市教育委員
会は、児童生徒が、自分の権利を守るための教育をどのように行っ
ているのでしょうか。

当該の生徒の場合、警察で、母親と会うことも許されず、2晩を
過ごしました。

弁護士との接見を求めることや、不利となることについて黙秘権を行使すること、事実と反することは否認できるなど、最低限の権利をまもる教育は行われていませんでした。

未熟な中学生を無防備なまま、警察に逮捕させるなど、あってはならないことです。

また、学校は、生徒の逮捕に際して、保護者に事情説明はせず、保護者には「暴力行為があったので、警察対応になり、警察から連絡があると思います」と連絡があって、はじめて知ったということでした。

このような重大な事態を、保護者に事前に説明も相談もしないあり方は、学校への大きな不安と不信を招くもので、これも、あってはならない対応です。

以上についての見解を求めるものです。

お答えください。

次に、**事後のケア**について伺います。

当該の学校では、多くの生徒が警察逮捕を知るところとなりまし

た。

当日、学校は生徒に、この件については口外しないことと、注意しています。

しかし、生徒間では、自分たちも逮捕されるのだろうかという不安の声が出され、学校へ行くのが怖いという声も聴いています。

生徒が受けた衝撃や心の傷、不安解消のためのケアは、どのように行われているのでしょうか。

また、逮捕された生徒へのケアと学習補充、権利回復はどのように行われるのか、お示してください。

今、中学校の教育現場に求められるのは、問題行動を起こしたり、苦しみを抱えている生徒に寄り添って、生徒自身の成長を見守り、応援することです。

困難を抱える子の指導は、保健室の先生の増員やカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを必要に応じて学校に配置すること、いつでも、だれでも、気軽に相談できる場所を設置すべきではないのでしょうか。改善の方向についてお示してください。

次に、「生徒指導規程」の問題です。

福山市の公立小中学校は、「生徒指導規程」を作成し、きめ細かく厳しい決まりを児童生徒に課しています。

制服の着方や所持品、下着の色や髪形、化粧など、細かく取り決めるだけでなく、それに抵触すれば、厳しい指導が行われ、子どもたちは委縮し、あるいは些細なことを注意されて、反発をするなどが起こっています。

服装や持ち物、化粧の有無、頭髪などの検査日がもうけられていますが、生徒のプライベートゾーンに至るまでの行き過ぎた決まりをつくり、化粧ふき取り確認等の個別検査をすることは、止めるべきであります。

全国には、服装や髪形も自由な学校がある一方で、福山市では息苦しくなるような細かな決まりで生徒を管理していることは不合理であります。ご所見をお示しく下さい。

市長（答弁）次に、**中学生の警察逮捕問題と生徒指導規程**についてであります。

対教師暴力や器物損壊で逮捕された件数及び人数は、昨年度 5 件

5名、今年度3件3名であります。

子どもたちへの指導につきましては、学校は、児童生徒の日常生活の様子について、家庭と連携し、問題行動等に対しては、ねばり強く指導しているところです。

そうした中で、なかなか改善が見られない事案は、こども家庭センターや警察等、関係機関と連携しながら取り組んでいます。

暴力行為等の問題行動で、警察対応をする場合、管理職が警察へ連絡し、警察が本人及び関係者から事情を聴き取った上で、内容によって指導でとどまる場合や逮捕される場合があります。

逮捕された場合、警察は、法に基づき、本人に対し、弁護士と接見できる権利等について説明することになっています。

次に、**事後のケア**についてであります。

暴力行為等により逮捕された場合は、継続的に本人と面談したり、保護者と連携したりするなかで、自分の行動や生活を見つめ直させるとともに、交友関係等、本人を取り巻く環境を改善する取り組みを行なっています。

補充学習については、家庭訪問や放課後等における個別学習、長期休業中の質問学習などを実施しています。

また、「少年サポートセンターふくやま」と連携し、○コミュニケーション習得のための体験活動、○個の課題に応じた学習支援を行なっています。

相談体制といたしましては、本年度、県の事業を活用し、スクールカウンセラー23名を小学校21名、中学校34名に、スクールソーシャルワーカー1名と家庭教育支援アドバイザー4名を5中学校区に配置し、相談活動を行なっています。

次に、**生徒指導規程**についてであります。

文部科学省からの通知「児童生徒の規範意識の醸成に向けた生徒指導の充実について」において、○生徒指導上の対応に係る学校内のきまり及びこれに対する指導の基準をあらかじめ明確にしておくこと、○あらかじめ児童生徒または保護者等に対して明示的に周知徹底すること 等に基づき、児童生徒全員が安全な学校生活を送るとともに、児童生徒一人一人の規範意識や自律心を高めるために、各中学校区で基準を揃えながら、各学校が生徒指導規程を作成しています。

「基礎・基本」定着状況調査の意識調査による「学校や社会のル

ールを守っている」の質問において、4段階評価で「よくあてはまる」と答えた児童生徒の割合は、生徒指導規程を作成する前の2011年度（平成23年度）と本年度を比較すると、小中学校ともに約20ポイント増加しえおり、規範意識は高まっていると捉えています。

なお、生徒指導規程の項目の中にある「制服の着方」や「化粧」などについての事項は児童生徒が学校教育の場にふさわしい生活を送るためのものであり、行き過ぎた指導とは考えていません。

引き続き、家庭や関係機関などと必要な連携を行いながら、取り組んでまいります。